

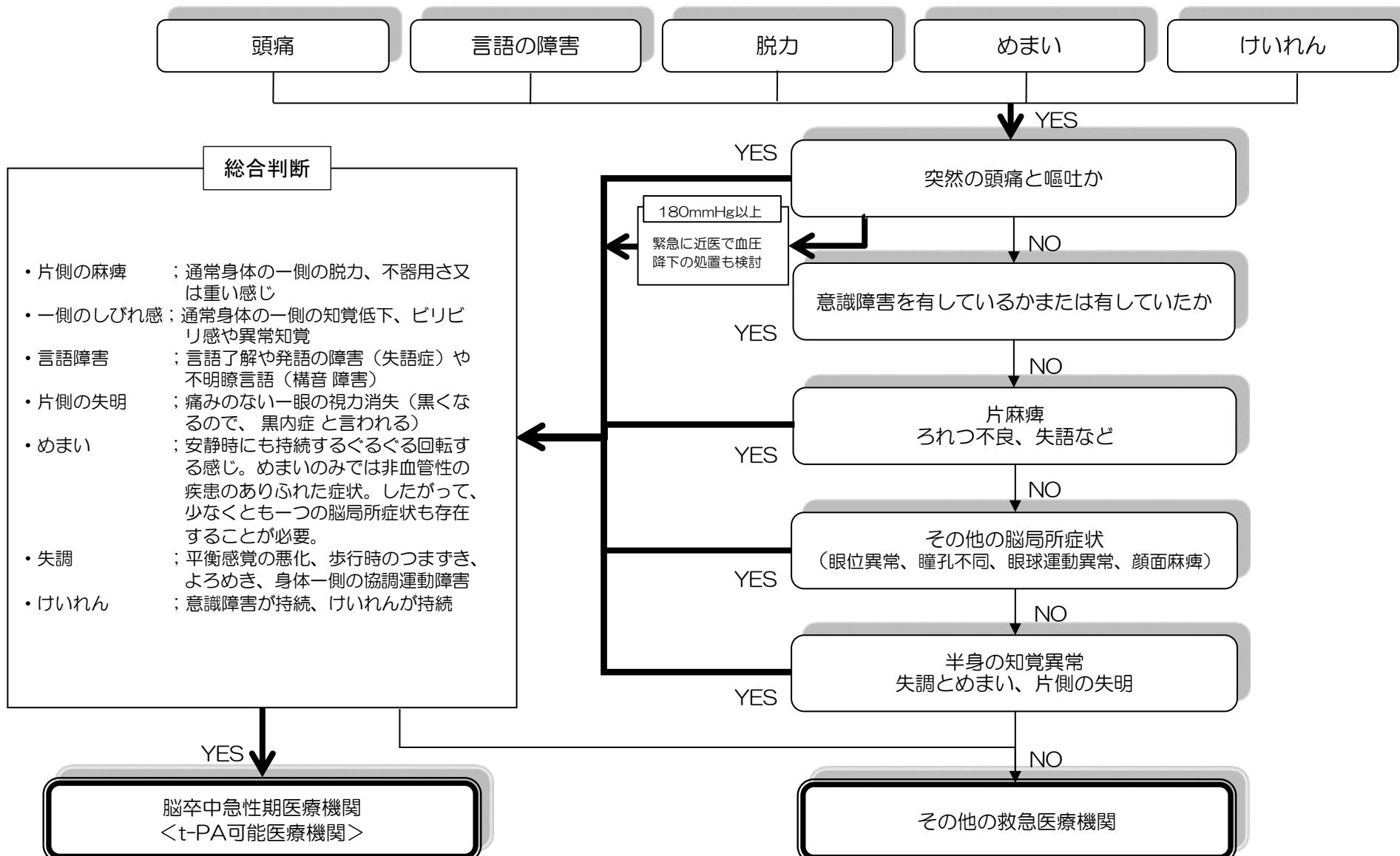
3 観察基準（法第35条の5第2項第3号）

救急隊が傷病者の状況を確認するための基準（以下、「観察基準」という。）を次に掲げる症例ごとに定める（別紙3（P17～P21））。

- ア 脳卒中が疑われる症例
- イ 循環器疾患（大動脈解離・急性冠症候群）が疑われる症例
- ウ 重症度・緊急度が高い小児・乳幼児の症例
- エ 重症度・緊急度が高い妊産婦の症例
- オ 外傷症例

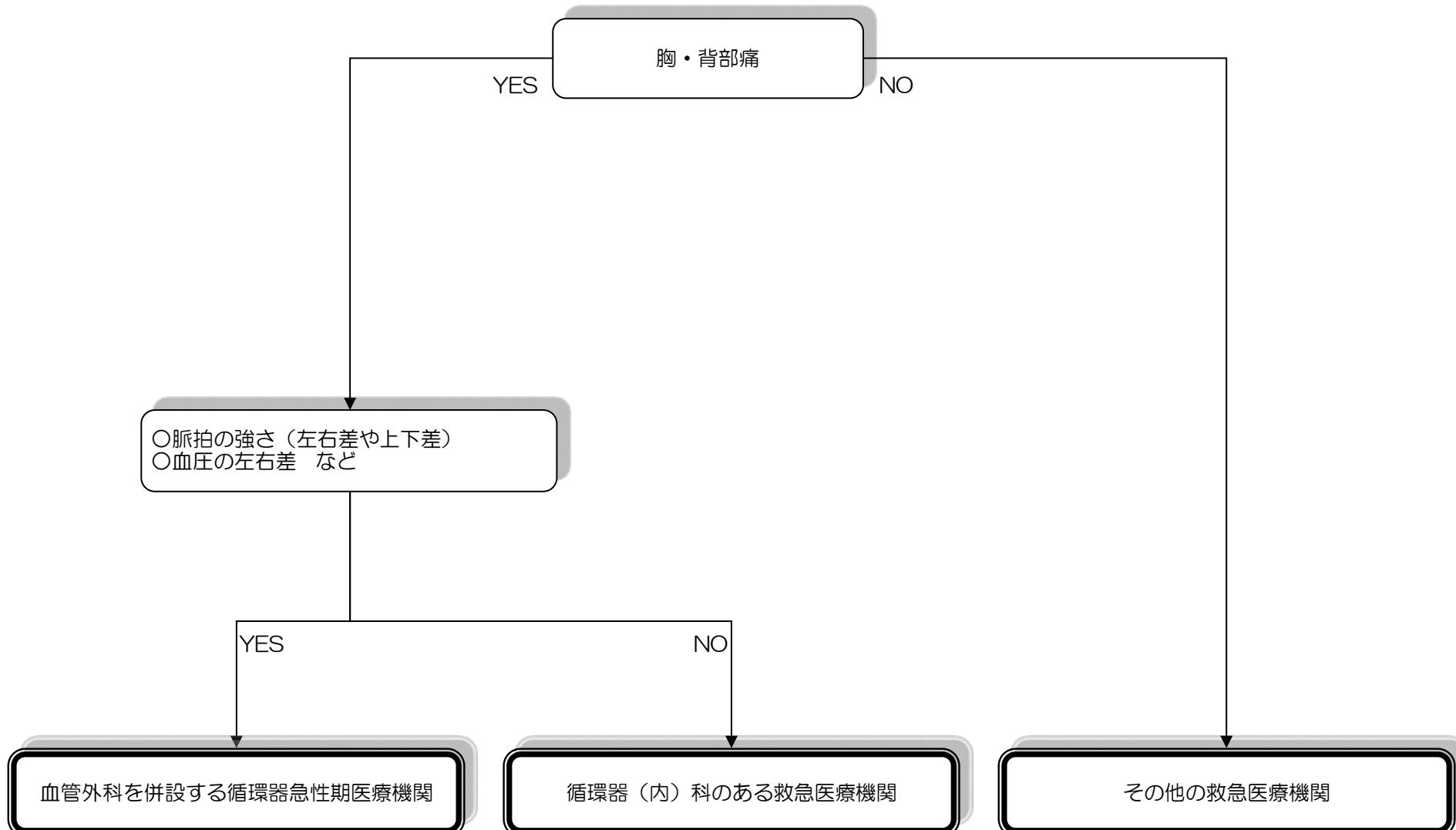
この基準は、消防機関が受入医療機関を選定するために、傷病者の状況が分類基準のどの分類に該当するかを判断するための材料を正確に得るため、消防機関が傷病者の症状等（状況）を観察（確認）するためのものである。

①脳卒中が疑われる症例の観察・判断基準



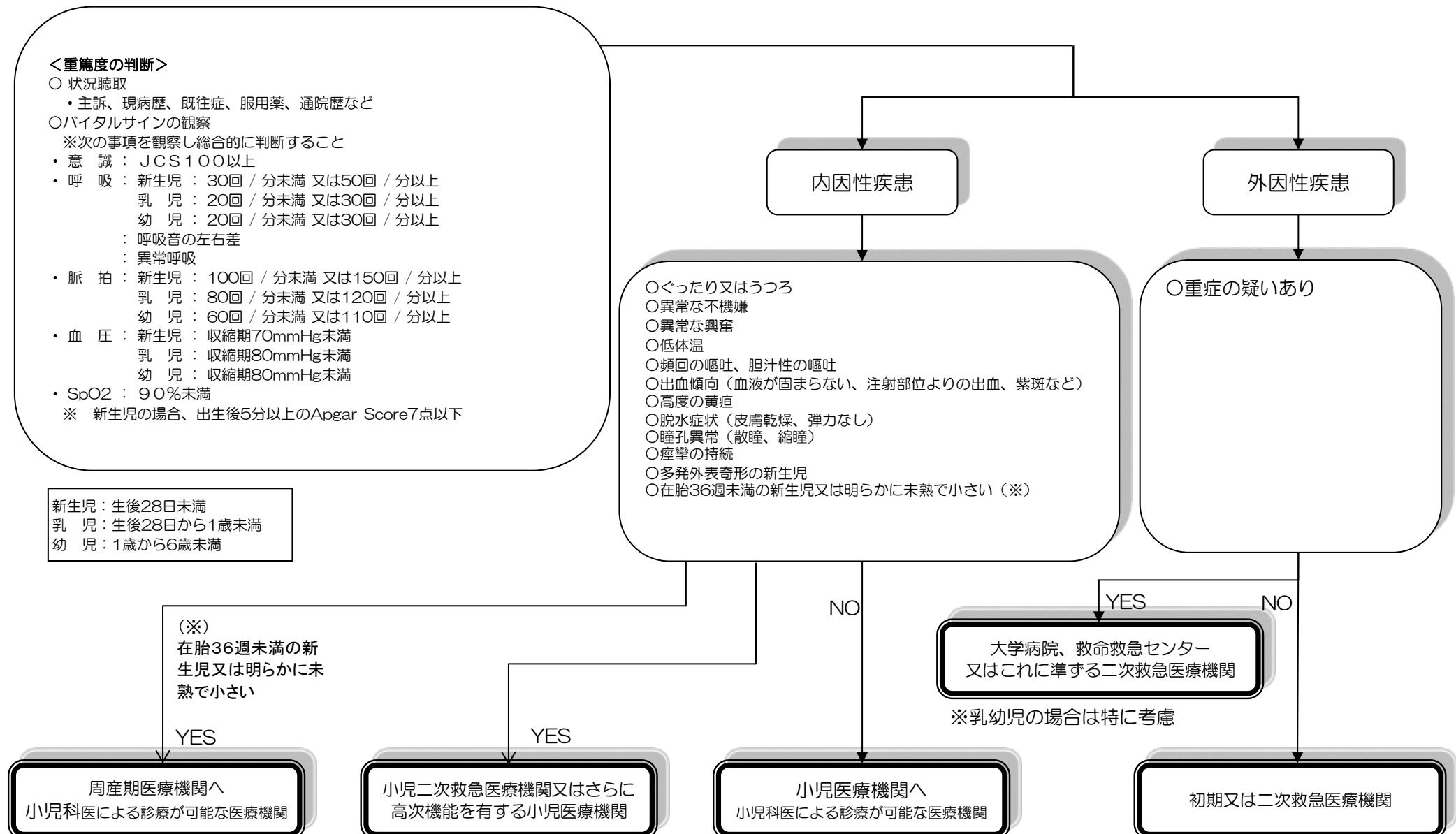
※搬送時間等から直近の基幹病院等への収容も考慮すること

②循環器疾患（大動脈解離・急性冠症候群）が疑われる症例の観察・判断基準



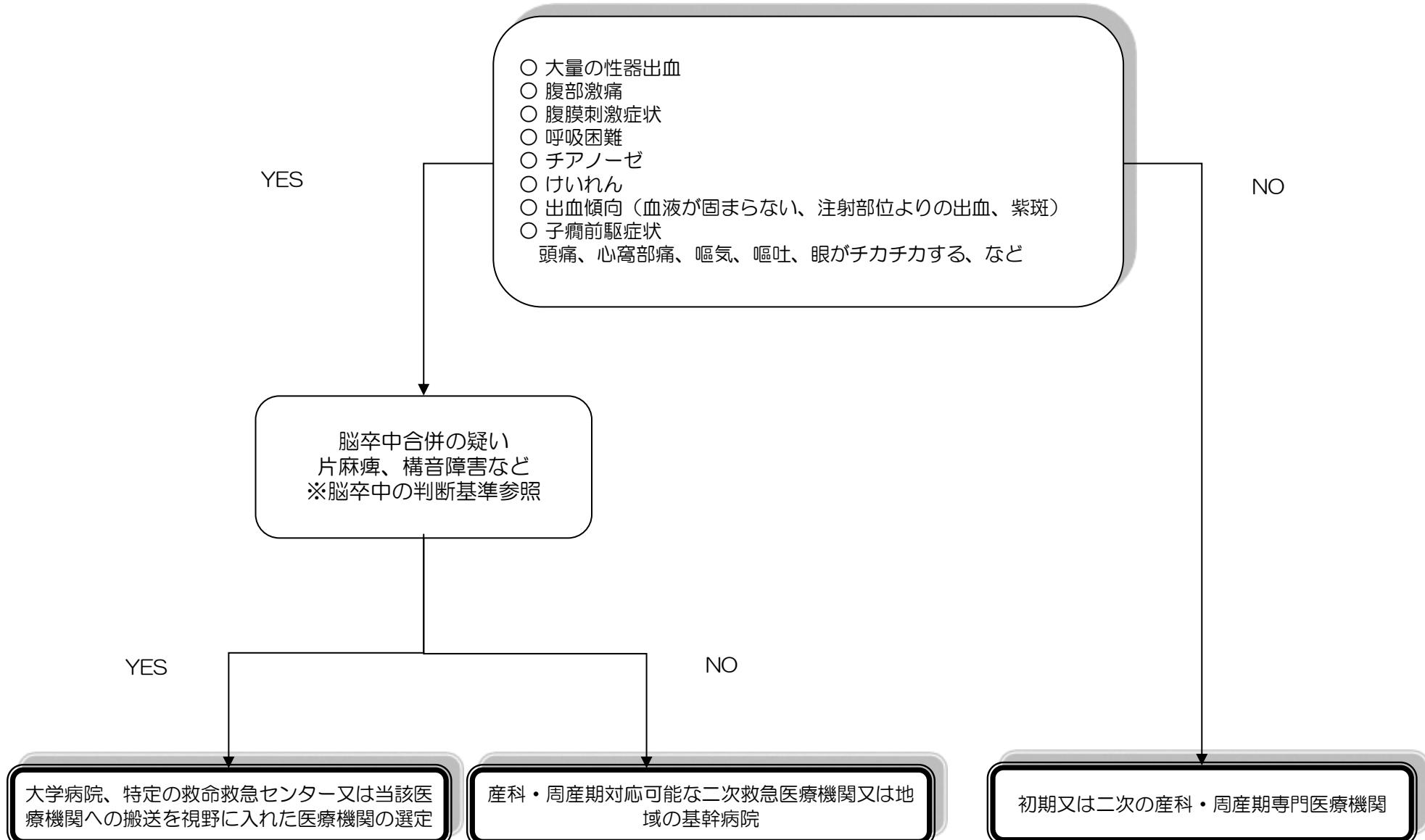
※搬送時間等から直近の基幹病院等への収容も考慮すること

③重症度・緊急救度の高い小児・乳幼児症例の観察・判断基準



※搬送時間等から直近の基幹病院等への収容も考慮すること

④重症度・緊急度の高い妊産婦症例の観察・判断基準



※搬送時間等から直近の基幹病院等への収容も考慮すること

外傷症例の観察・判断基準/別紙

<重篤度の判断>

- 状況聴取
 - ・主訴、現病歴、既往症、服用薬、通院歴など
- バイタルサインの観察

※次の事項を観察し総合的に判断すること

 - ・意 識 : JCS 100以上
 - ・呼 吸 : 10回 / 分未満 又は30回 / 分以上
 - : 呼吸音の左右差
 - : 異常呼吸
 - ・脈 拍 : 120回 / 分以上 又は50回 / 分未満
 - ・血 圧 : 収縮期血圧90mmHg未満又は
収縮期血圧200mmHg以上
 - ・SpO₂ : 90%未満

※1 外傷症例の場合、解剖学的評価、受傷機転も評価すること。
別紙参照のこと。

※2 乳幼児の場合は、「重症度・緊急度の高い小児・乳幼児症例の
観察・判断基準」を参照のこと

評価

<解剖学評価>

- 顔面骨折
- 頸部又は胸部の皮下気腫
- 外頸静脈の著しい緊張
- 胸部の動搖、フレイルチェスト
- 腹部膨隆
- 骨盤骨折（骨盤の動搖、圧痛、下肢長差）
- 両側大腿骨骨折（大腿の変形、出血、腫脹、圧痛、下肢長差）
- 頭部、胸部、腹部、頸部又は鼠径部への穿通性外傷（刺創、銃創 など）
- 15%以上の熱傷を複合している外傷、顔面又は気道の熱傷
- テグローピング損傷
- 多指切断（例えば手指2本、足指3本 など）
- 四肢切断
- 四肢麻痺

YES

NO

YES

NO

<受傷機転>

- 同乗者の死亡
- 車から放り出された
- 車に轢かれた
- 5㍍以上はね飛ばされた
- 車が高度に損傷している
- 救出に20分以上要した
- 車の横転
- 転倒したバイクと運転者の距離が大
- 自動車が歩行者・自転車に衝突
- 機械器具に巻き込まれた
- 体幹部が挟まれた

救命救急センター又はこれに準じる二次救急
医療機関若しくは地域の基幹病院

※搬送時間等から直近の基幹病院等への収容も考慮すること

他の救急医療機関